

訴 状

平成 24 年 9 月 4 日

市川簡易裁判所 御中

原告 立花 孝志



原告 立花 孝志

電話 090-3350-0267 F A X 現在なし 9 月 10 日前後に開通予定
(送達場所)577-0007 大阪府東大阪市稲田本町 3-1-22 徳庵 409 号室
送達場所である〒577-0007 大阪府東大阪市稲田本町 3-1-22 徳庵 409 号室は、
原告が近々代表取締役として設立予定の会社、「立花孝志ひとり放送局株式会
社」の事務所のひとつである。事業目的は、インターネットを利用した放送事
業等である。資本金 150 万円で平成 24 年 9 月 10 日までに認可される見込みで
ある。その後、同年 10 月 1 日までに資本金を 3000 万円程度に増資する予定で
ある。

被告 野田 佳彦

損害賠償等請求事件

訴訟物の価格	1,400,000 円
貼用印紙額	12,000 円

請求の趣旨

被告は原告に対して、金 1,400,000 円を支払え。
訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第一 被告は内閣総理大臣である。被告は内閣総理大臣になる前の平成 21 年 7 月頃に、被

告自らが行った街頭演説で、マニフェストに書いている事はやる、書いていない事はしないと公言している。しかしながら、内閣総理大臣になった後は、マニフェストに書いてある、子供一人につき、月額2万6千円の子供手当の支給をするや、国会議員の定数削減や、ガソリン税の暫定税率の廃止や、高速道路無料化などのマニフェストに書いている主要政策を実現させていない。

第二 被告は、マニフェストに書いていない消費税の税率アップをしようとしている。

第三 上記第一、第二の証拠は、インターネット動画ユーチューブ「野田総理と民主党に謀反おこしました。」

<http://www.youtube.com/watch?v=qEVeUoEXVaE> で公開されている。

第四 原告は、被告の街頭演説での発言を信じ、平成21年に行われた、衆議院総選挙で、被告が推薦する民主党公認候補者に一票を投じた、原告と同様の願いで、民主党公認候補者に一票を投じた日本国民は少なくないと思われる。その選挙の結果によって、現在被告が内閣総理大臣になっていると言える。被告は内閣総理大臣というマニフェストを実現しやすい役職になったのだから、率先してマニフェストの実現の為の努力をしなければならない。またマニフェストに書いていない消費税の税率アップはしないという方針を示さなければならない。しかしながら被告は、原告や国民の期待を裏切り続けている。したがって原告は被告の言動に対してかなりの不安と不満を感じているので、慰謝料として金1,400,000円を請求する。

第五 原告が、国や民主党という(法人)ではなく、被告個人に対して損害賠償等を請求している理由は、国や民主党は、税金を使って運営されているため、国や民主党から損害賠償金等を受領しても、広く浅くではあるが原告や全国の納税者の負担としてはねかえってくるから個人である被告に対して損害賠償等の請求をした。

第六 よって、被告が不法行為によって原告に与えた損害の賠償を求めため、本訴に及んだ次第である。